小田原市教育委員会臨時会会議録

1 日時 平成17年9月29日(木)午後1時40分~午後1時50分

場所 小田原市役所 教育委員室

2 出席した教育委員の氏名

2番委員 青木秀夫 (教育長)

3番委員 桑原妙子

4番委員 安藤實英 (教育委員長)

5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

(1番委員 島 田 祐 子 は、欠席)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 石 嶋 襄

教育政策課長 杉 崎 公

(書記)

教育政策課教育政策担当主查 杉 山 博 之

教育政策課主査 田代勝美

4 議事日程

日程第1 議案第27号

教育長の任命について(教育政策課)

- 5 議事の概要
- (1)委員長開会宣言
- (2)9月定例会の会議録承認…横田委員報告
- (3)会議録署名委員の決定...桑原委員・横田委員に決定

(4)日程第1 議案第27号 教育長の任命について

提案理由説明...委員長

安藤委員長 …それでは、日程第 1 議案第 2 7号「教育長の任命について」を議題といたします。青木委員におかれましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 7条第 3 項の規定に基づき、暫時退席願います。

(青木委員 退室)

安藤委員長 …議案の朗読は省略いたしますが、私から提案理由を御説明いたします。 現教育長の青木委員におかれましては、来たる9月30日をもちまして、 教育委員としての1期目の任期を終えることになりますが、9月21日 に開催されました市議会本会議におきまして、10月1日以降も引続き、 教育委員となる同意案が可決されました。教育長の任命につきましては、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項に、「教育長 は、教育委員会の委員長を除く委員である者のうちから、教育委員会が 任命する。」と定められており、また、教育長の任期につきましては、同 条第3項に、「教育長は、委員としての任期中在任するものとする。」と 定められておりますので、当議案は、10月1日以降の教育長の任命に ついて審議しようとするものであります。教育長につきましては、教育 行政の専門家、或いは、教育に関する職にあった者で、教育に関し専門 的な知識や識見を有するとともに、行政にも精通した者であることが望 まれます。また、その身分は、一般職に属する地方公務員となるため、 その職の性格及び責任の在り方から、常時勤務をすることが必須条件と されます。現教育長の青木秀夫委員につきましては、市立片浦中学校に 奉職されて以来、千代中学校教頭、城南中学校長、酒匂中学校長等を務 められた教育者であるとともに、神奈川県教育庁足柄下教育事務所副所 長等を歴任され、教育行政についても経験、識見とも豊富で、更に本年 4月1日からは教育委員就任とともに教育長としての重責を果たしてこ られ、教育長として適任であると存じますので、青木秀夫委員を教育長 に任命することを提案するものであります。以上で提案説明を終了いた

しますが、只今の説明について質疑、意見等いかがでしょうか。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により、原案のとおり可決

安藤委員長 …ここで、青木委員に出席していただきます。

(青木委員が入室)

(5)委員長閉会宣言

安藤委員長 …青木委員に申し上げます。当委員会は、青木委員を10月1日以降も引続き、教育長に任命することに決しましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条に基づき、当委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に関するすべての事務をつかさどり、職務を執行されるようお願いいたします。以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、臨時会を閉会いたします。

平成17年 月 日

委 員 長

署名委員(横田委員)

署名委員(桑原委員)